

令和5年度 法人事業計画

法人の理念

「すべての人と共に歩む」

初めに

令和4年度は、引続き新型コロナウイルス感染症対策に対して感染拡大防止対策中心の事業運営となり、前年度の法改正、恵正福祉会の「これからの5年間」については、感染拡大防止対策を行いながら取り組みを行ってまいりました。

令和5年度は新型コロナウイルスについても政府より感染症分類の変更があると報道されていることから、新型コロナウイルスおよび各種感染症対策を継続しつつ、従前に近い事業運営を求められてくることと考えられます。現在は法人運営の中核となる介護老人保健施設恵の杜の改善プロジェクトを始動し、事業運営の改善に向けた取り組みを行っております。令和5年度は事業部ごとに事業所の連携強化・情報共有を行い、経営改善に向けた連携と共に経営の安定化に努めます。

1, 経営改善

平成30年度より実施している「これからの5年間」(平成30年度～令和5年度)が最終年度を迎えますが、令和4年度は法人全体として収益面においても大変厳しい1年であり、今まで以上に対策を行っていかねばならない状況です。法人及び拠点ごとに収支の財産状況の確認および予算と事業の執行を適切に管理し、財務状況の改善、さらに自立した財務を強化できるよう、事業運営の改善に取り組みます。最終年度となる「これからの5年間」の進捗状況を振り返り計画の見直しを行いながら、令和5年度は計画が達成できるよう運営改善の管理をしながら実施をしていきます。

2, 人材確保・育成・定着

令和4年度の高齢事業部では、大変大きな介護事故がありました。人材確保の課題もある中で改めて、職員教育が喫緊の課題であると考えています。

前年度に引き続き人材確保には多くの課題があり、計画通り職員確保はできませんでしたが、その中で高齢事業部では外国人労働者の雇用促進をし、約15名の職員を採用しています。障がい事業部、子ども子育て事業部ともに職員の採用には課題が多くある中で、各事業所の職員には日々の業務におけるさまざまな課題に対して真摯に取り組んでおります。

人材育成・定着は、目標管理を伴った職場内教育が大切な役割を果たすと考えています

が、指導力が左右することになるので、教育力・指導力を強化することをプログラム化していくことが必要と考え、令和5年度は高齢事業部から年間を通して、職種を跨いでの内部研修を実施いたします。

また、職員の介護・支援・保育の質の維持向上及び事業運営の安定化を図るためには、戦略的な人材確保が必要となりますので、今まで以上にしっかりと計画を立てて採用活動を実施していきます。

3, ガバナンス「健全な法人経営を目指す、法人自身による管理体制」

恵正福祉会は、理事会・評議員会を中心とした法人運営体制の整備に努めてまいりました。ガバナンスは現在の社会福祉法人にとって一番求められているものであり、理事会をはじめとする法人の各事業所等が法令や社会の要請に沿って構成され機能するよう制度整備を進め、各事業所等の連携で課題解決にあたることのできる仕組みが必要であると考えます。

令和5年度もガバナンスの整備・点検を進めていく必要があると考えております。本部および事業部を柱として、自主的な経営体として事業運営・課題解決に取り組んでまいります。

4, 経営方針

「すべての人と共に歩む」という法人理念を実現するため、既存事業の見直し、新規事業の展開を進め、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築により、利用者・家族、法人職員、地域住民を含めた、住み慣れた地域での生活が続けられるようにサービスの充実を図ってまいります。

5, BCP (Business Continuity Plan : 事業継続計画)

法人が自然災害、火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画が必要とされています。また、令和5年度は介護保険法や障害者総合支援法はBCPの策定及び訓練の実施が必須となり、行政からもBCP作成状況等の確認がきています。各事業所と連携協力しながら、恵正福祉会としての計画を策定し、実効性のある取組みを行います。

基本方針

1) 優先して行う業務

- (1) 利用者及び職員の生命や生活を保護・維持するための業務を最優先業務とする
- (2) 利用者へは、最低限のサービスにはなるが継続する

2) 地域への協力

- (1) 近隣住民や事業所が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助・支援活動を実施する

3) 行政との協力

- (1) 行政から福祉避難所設置依頼があった場合は、可能な範囲でその機能を果たすため、支援活動を実施する
- (2) 外部からのボランティア受け入れるための体制を早期に構築する

6, SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)への恵正福祉会の取り組み

SDGsの目標は、恵正福祉会の理念である「すべての人と共に歩む」に通じるものがあります。当法人もこの取り組みから、世界のすべての人に繋がっていることを認識し、SDGsの取り組みを通して、持続的な社会福祉および共生社会の実現を目指します。

今年度の取り組み



- ・ 高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉のさらなる質の向上を目指す。
- ・ 男女の区別なく、リーダー、管理職へ登用する。
- ・ 男性職員の育児休業取得の推進。
- ・ 個々人の多様性に合わせた雇用体系の整備を進める。
- ・ 障害者・高齢者・特定技能等外国人の雇用を推進する。
- ・ 災害等の緊急時に事業継続ができるよう対策を行う。
- ・ 職員（専門分野）研修、職種を跨いでの研修の実施をする。